

# 長崎市身体障害者緊急通報システム事業実施要綱

〔平成12年3月28日〕  
告示第104号

改正 平成14年4月1日告示第164号

平成15年2月27日告示第80号

平成19年3月14日告示第164号

平成24年4月1日決裁

平成27年12月25日告示第772号

令和元年9月30日告示第589号

## (目的)

第1条 この要綱は、ひとり暮らしの重度身体障害者等が緊急通報システムを利用することにより、急病、災害等の緊急時に、速やかに救助その他の必要な措置をとる緊急通報システム事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めることにより、ひとり暮らしの重度身体障害者等の福祉の増進に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 緊急通報システム 緊急通報装置を用い、ひとり暮らしの重度身体障害者等から受信センターへ緊急時の通報を容易にするとともに、消防局及び協力員が救助その他必要な措置をとる体制をいう。
- (2) 緊急通報装置 重度身体障害者等が身につけることが可能で、ごく簡単な操作により緊急事態を受信センターに通報することが可能な機器をいう。
- (3) 受信センター 重度身体障害者等からの緊急通報装置による通報を受信し、緊急時等における適切な対応を行う事業者をいう。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、ひとり暮らしの重度身体障害者等とする。

(協力員の協力事項)

第4条 協力員は、受信センターからの緊急の連絡を受けたときは、対象者の安否の確認、非常時の連絡先等への連絡その他必要な措置をとるものとする。

(利用の申込み)

第5条 緊急通報システムの利用を申込みようとする者(以下「申込者」という。)は、緊急通報システム利用申込書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申込者は、緊急時に対応するために2名の協力員を確保するものとする。

(利用の決定)

第6条 市長は、前条に規定する申込みがあったときは、速やかに申込者の生活状況等を調査し、緊急通報システムの利用の承認又は不承認を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、緊急通報システム利用承認(不承認)通知書(第2号様式)により申込者に通知するものとする。

(費用)

第7条 緊急通報システムを利用する者(生活保護世帯に属する者を除く。)は、事業の利用に係る費用として1月につき383円(消費税額及び地方消費税額を含む。)を、受信センターに支払わなければならない。

(届出)

第8条 緊急通報システムを利用する者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに緊急通報システム異動届(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(1) 第5条に規定する緊急通報システム利用申込書に記載した事項に変更があったとき。

(2) 第3条に規定する対象者でなくなったとき。

(3) 緊急通報システムの利用を取り止めようとするとき。

(消防局の対応)

第9条 消防局は、受信センターから連絡を受けたときは、速やかに適切な対応を図るものとする。

(関係機関等との協力体制)

第10条 市長は、受信センター、消防局、民生委員及び協力員等と密接に連携を保ち、その協力を得て事業の円滑な推進を図るものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成12年3月28日告示第104号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、廃止前の長崎市緊急通報システム事業実施要綱(平成6年1月1日施行)の規定によりなされた手続き、決定その他の行為はこの要綱の相当する規定による手続き、決定その他の行為とみなす。

附 則 (平成14年4月1日告示第164号)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の長崎市身体障害者緊急通報システム事業実施要綱に定める様式による用紙は、当分の間所要の整備をして使用することができる。

附 則 (平成15年2月27日告示第80号)

この要綱は、平成15年3月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月14日告示第164号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の長崎市身体障害者緊急通報システム事業実施要綱第7条の規定は、この要綱の施行の日以後の利用に係る費用から適用し、同日前の利用に係る費用については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の長崎市身体障害者緊急通報システム事業実施要綱第7条の規定は、この要綱の施行の日以後の利用に係る費用から適用し、同日前の利用に係る費用については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の長崎市身体障害者緊急通報システム事業実施要綱第7条の規定は、この要綱の施行の日以後の利用に係る費用から適用し、同日前の利用に係る費用については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年12月25日告示第772号)

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月30日告示第589号)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

緊急通報システム利用申込書  
（表面）

年 月 日

（あて先）長崎市長

緊急通報システムを利用したいので、申し込みます。なお、以下のことについて承諾します。

- 1 緊急通報システム事業が円滑に行われるよう緊急通報装置を管理すること。
- 2 通報を受け出動した救急隊員が、利用者を救助するために家屋等を破損した場合は、その責は、利用者に帰すること。

申請者	ふりがな 氏名			性別	男・女
				電話番号	
	住所				
	生年月日	年 月 日 ( 歳 )	個人番号		
保険の種類	国民健康保険 ・ その他 社会保険 ・ ( )	原爆手帳	有・無		
住居の所有者又は管理者 (借家の場合)	氏名				
	住所	電話番号			
非常時の連絡先 (親族)	氏名				
	住所	電話番号			
身体 の 状況等	過去の病気				
	現在治療中の病気				
	医療機関等 の名称等	病院名 所在地 主治医名	電話番号		
	聴力	正常 ・ やや難聴 ・ 難聴			
	身体障害者手帳	障害の種類	等級	級	

(裏面)

協 力 員	第1協力員	次のとおり協力員となることを承諾します。
		氏名
		住所
		電話番号
協 力 員	第2協力員	次のとおり協力員となることを承諾します。
		氏名
		住所
		電話番号
※ 民生委員記入欄		
年 月 日 申込者は次のとおりであることを認めます。		
民生委員 氏名		
住所		
電話番号		
(1) ひとり暮らしの重度身体障害者		
(2) 重度身体障害者のみの世帯に属する者		
(3) 重度身体障害者とおおむね65歳以上の病弱な老人のみの世帯に属する者		
(4) その他 ( )		
市 の 所 見	緊急通報装置  設置の必要性	
年 月 日		
調査員 氏名		
印		

- (注) 1 民生委員記入欄は、地区の民生委員の方に記入していただいでください。  
2 市の所見欄には、記入しないでください。

第2号様式（第6条関係）

緊急通報システム利用承認（不承認）通知書

第 号  
年 月 日

様

長崎市長



年 月 日付で申込みがありました緊急通報システムの利用については、次のとおり決定しましたので通知します。

1 承認

2 不承認  
理由

緊急通報システム異動届

（あて先）長崎市長

氏 名  
届出者 住 所  
電 話 ( ) -

次のとおり変更の届出をいたします。

利 用 者	氏 名	
	住 所	
	個人番号	
利 用 者 の 氏 名 の 変 更	新氏名	
	旧氏名	
住 所 の 変 更	新住所	(電話) ( ) -
	旧住所	(電話) ( ) -
協 力 員 の 変 更	様に代わり利用者の協力員になることを承諾いたします。	
	氏 名	
	住 所	(電話) ( ) -
	様に代わり利用者の協力員になることを承諾いたします。	
	氏 名	
	住 所	(電話) ( ) -
資 格 喪 失 理 由 及 び 年 月 日	死 亡 ・ 転 出 ・ そ の 他 ( ) 資 格 消 滅 日 年 月 日	
利 用 の 取 消 の 申 し 出 の 理 由		